

対メキシコ関税割当制度における管理方式の概要

管理方式	内容	対象品目
事前割当方式	<ul style="list-style-type: none"> ・ 物資所管省が、輸入者の関税割当申請に対し、審査を行い、約束数量の範囲内で、年初に事前に割当てを行い、関税割当証明書を発給する。 ・ 輸入数量の厳格な管理と輸入者に対する審査を行う方式で現行の関税割当制度と同様の仕組み。 	トマトピューレ・ペースト、 皮革・革靴 （現行の関税割当制度の対象品目）
先着順割当方式	<ul style="list-style-type: none"> ・ 物資所管省が、輸入者の関税割当申請に対し、メキシコ政府が輸出ごとに発給する証明書に基づき、約束数量の範囲内で先着順に割当てを行い、関税割当証明書を発給する。 ・ 輸入数量の厳格な管理は行うが、輸入者の審査は行わない方式。 	豚肉、オレンジジュース、天然はちみつ等
シーリング方式	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各年度において、税関において対象品目の輸入額を集計し、輸入額が約束金額を超えた場合に、超えた月の翌々月の初日から当該年度の末日まで、枠内税率を不適用とする方式。 ・ 関税割当証明書の発給は行われない。 	バッグ類、時計バンド等
市場開拓方式	<ul style="list-style-type: none"> ・ 物資所管省が、輸入者の関税割当申請に対し、メキシコ政府が輸出ごとに発給する証明書（市場開拓及び販売促進を目的として発給）に基づき、審査を行い、約束数量の範囲内で、市場開拓及び販売促進を目的として割当てを行い、関税割当証明書を発給する。 ・ メキシコ産品の市場開拓及び販売促進を目的とした方式。 	牛肉、鶏肉、オレンジ生果 （市場開拓枠）